

◇田中の『気になる話題を斬る！』

常務取締役

田中 利昌

CCIM® (米国認定商業不動産投資顧問資格)
CPM® (米国公認不動産経営管理士)
上級相続支援コンサルタント
公認 不動産コンサルティングマスター
ファイナンシャルプランナー (AFP)
宅地建物取引士
賃貸不動産経営管理士
住宅ローンアドバイザー
損害保険・少額短期保険募集人

相続法改正 ～自筆証書遺言は 益々トラブルの元？～

皆様こんにちは。

いよいよ平成最後の繁忙期となりました。

良い結果を残せるよう、そして、新しい時代への幕開けに向けて、全社員で、これからも全力で頑張りたいと思います！

さて、以前にも本紙面にて、相続法の改正について紹介させていただきました。

その第1弾として、本年1月13日から「自筆証書遺言の方式緩和」が施行されております。

遺言書の中で、特定の財産を贈る場合には、不動産であれば所在地・地目・地番・地積など、預貯金であれば金融機関名・支店名・口座番号などを記載する必要があります。

本文とは別に「財産目録」として別紙で添付されることもあります。

自筆証書遺言の場合、この「財産目録」についても『自書』が要件となっているため、遺言者が高齢の場合や財産内容が複雑な場合などは作成の負担が特に大きくなり、遺言書の利用を妨げる要因になると指摘されていました。

そこで、今回の改正です。

別紙として添付する場合に、「財産目録」の自書が不要になり、＜パソコンで作成した文書＞や、＜他人による代筆＞もOKとなります。

ただしその場合も、「財産目録」の全てのページに遺言者本人の署名・押印をすることで、書類の一体性を証明します。

この方式緩和により、確かに高齢者や財産内容が複雑で多い方にとっては自筆証書遺言の作成が楽になります。

しかし、一方で以下の理由から、益々トラブルの種になりはしないか？と今から相当心配されているのも事実です。

それは、「財産目録」も含めた遺言一式を（例えばホッチキスなどで）綴じる義務までがないのです。また、押印も実印である必要がなく、シャチハタ以外であればどんな印鑑でも可能です。

そのため、相続発生後に見つかった（あるいは特定の相続人が提示してきた）自筆証書遺言本文及び別紙が本当に一体性を持った遺言書といえるのか否か、判断がとても難しくなる可能性があります。

「こんな遺言を残すはずがない。誰かが別紙を勝手に差し替えたのでは？」

「この財産目録、誰かが勝手に書いたんじゃないのか？」と相続人同士で疑心暗鬼に・・・。

また、亡くなった人の「署名だけが入った白紙」でも見つかったら、

「誰かが騙して白紙に署名だけさせて、後で別紙だけを自分にいようにするつもりだったんじゃないのか？」

もう目も当てられません・・・。

せっかく残される家族のためにと思って作成する遺言書なのに、それが元で家族が争うようになっては、本末転倒です。

ここはやはり、自筆ではなく『公正証書遺言』の作成をおすすめします。

弊社でも、公正証書遺言作成のサポートをさせていただきます。

まずはお気軽にご相談ください。

遺言書の種類

遺言書には大きく分けて「公証人に作成してもらう公正証書遺言（こうせいしょうしょゆいごん）」と「自分で作成する自筆証書遺言（じひつしょうしょゆいごん）」の2種類があります。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
特徴	公証役場において、2人以上の証人の立ち会いのもと、公証人に遺言の内容を述べ、公証人が筆記作成する遺言。 手話通訳も可能。	遺言者が紙に自ら全文を書き、日付、氏名を書いて、署名の下に押印することで作成する遺言。（パソコンによるものは無効） 家庭裁判所での検認が必要
長所	- 形式の不備により無効になることがない - 偽造や紛失の恐れがない	- 遺言書の存在、内容を誰にも知られずに作成できる - 費用がほとんどかからない
短所	- 証人が必要となる - 公証人の手数料がかかる	- 家庭裁判所での検認が必要 - 紛失や相続人に見つけてもらえない恐れがある - 形式不備によりトラブルに発展する恐れがある - 偽造される恐れがある

今回の法改正について

現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。



改正によるメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

※出典：法務省ホームページより

◆お知らせ 《資産の総合コンサルティング》承ります



營業部

アセットマネジメント課

課長代理

山本 裕太

公認 不動産コンサルティングマスター

宅地建物取引士

賃貸不動産経営管理士

相續診斷士

資産管理・相続支援、
売却幅広く承ります！

キャッシュフロー診断・ROA診断で 資産全体を『見える化』しませんか？

[illegible]

〇〇 〇〇 様 物件の収益力分析(現状)

[illegible]

キャッシュフロー診断やROA診断は、不動産の健康診断管理データです。

これを作成することで、一目瞭然で、資産全体とそれぞれ個別不動産などの内容がわかりやすくなります。

実際に作成してみると、どこに課題があるのか、あるいは、逆になぜそんなに良質なのかなど、第三者の指摘があって初めて気づくということが、往々にしてあるようです。

そのためには、『資産の棚卸し』を正しく行う必要があります。

そして、現状を正しく把握することで、資産を再検証して、資産の組み換えや相続対策など、戦略的な一手を考えることができます。

相続支援も承ります！



《想いを大切にしたい相続を実現させるために》

相続における3つの対策は、ズバリ『分割・納税・節税』です。

相続を『争族』にしないための分割案、そして納税資金をしっかりと確保し、税務問題の対策をしていくことが重要です。

キャッシュフロー診断やROA診断をはじめとして、『笑顔相続』を目指して、財産目録の作成や、公正証書遺言作成のサポートなども、幅広く承ります♪

お気軽にお声がけください♪

＜相続対策の優先順位＞

もめない



争続対策

お金足りる？



納税資金対策

もっと安くならない？



節税対策

売却・買取査定もお気軽にどうぞ！

土地・建物等
売ったらいくらくらい？
お気軽に
ご相談ください♪

地域密着型の **アバマンショップ** が
あなたの「家・土地・不動産」を
買取・仲介いたします!!

買取・仲介の対象

家(戸建)	マンション	アパート
ビル	店舗	工場